

不妊治療費助成制度の概要

	一般不妊治療費助成制度	特定不妊治療費助成制度	不妊治療（人工授精）費助成制度
対象となる治療	医療保険適用の不妊治療 例) タイミング法、男女の薬物療法、不妊検査、不妊手術等	医療保険適用外の体外受精及び顕微授精 ※人工授精は適用外です。	医療保険適用外の人工授精
対象経費	治療費の自己負担分	治療費（全額）	治療費（全額）
助成対象者	次の全てに該当する方 ・ 県内に住所を有する法律上の夫婦 ・ 夫婦の前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得の合計額が730万円未満の方 ・ 夫又は妻が医療保険各法の被保険者、組合員又は被扶養者	次の全てに該当する方 ・ 県内に住所を有する法律上の夫婦 ・ 夫婦の前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得の合計額が730万円未満の方 ・ 特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか、極めて少ないと医師に診断された方	次の全てに該当する方 ・ 県内に住所を有する法律上の夫婦 ・ 夫婦の前年（1月から5月までの申請については前々年）の所得の合計額が730万円未満の方
助成額	1年度あたり3万円以内	治療1回につき15万円以内、1年度あたり2回まで、1年度目に限り3回まで	1年度あたり3万円以内
助成期間	通算5年（3年目以降については、医師が必要と判断したものに限りまます。）	通算5年	通算2年
申請受付窓口	長門市保健センター又は山口県長門健康福祉センター	長門市保健センター又は山口県長門健康福祉センター	長門市保健センター又は山口県長門健康福祉センター
申請書添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 一般不妊治療費助成事業申請書 一般不妊治療費助成事業医療機関等証明書（領収書添付） 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類（1ヶ月以内に発行されたもの） ※続柄の入った住民票等 児童手当法施行令による控除が確認できる所得証明書（夫婦2人分必要です。） 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県特定不妊治療費助成事業申請書 山口県特定不妊治療費助成事業受診等証明書（領収書添付） 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類（1ヶ月以内に発行されたもの） ※続柄の入った住民票等 児童手当法施行令による控除が確認できる所得証明書（夫婦2人分必要です。） 	<ul style="list-style-type: none"> 山口県不妊治療（人工授精）費助成事業申請書 山口県不妊治療（人工授精）費助成事業受診等証明書（領収書添付） 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類（1ヶ月以内に発行されたもの） ※続柄の入った住民票等 児童手当法施行令による控除が確認できる所得証明書（夫婦2人分必要です。）